

## 千葉県新人看護職員研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、看護師等(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。))第2条、第3条、第5条及び第6条に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)の確保を図るため、県内の病院等(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。以下同じ。)において、新人看護職員(免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。)、新人保健師(保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。))及び新人助産師(助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。))及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

2 前項に規定する事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく千葉県計画に定める事業に限るものとする。

(補助対象事業及び経費等)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種目及び経費等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))

(2) 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。))

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとする者は、知事が定める期日までに千葉県新人看護職員研修事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。))又は事業に要する経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。))をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体が行う事業にあっては、30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過するまで知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度末から5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（承認の申請）

第5条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した千葉県新人看護職員研修事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了後1箇月以内（第4条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の日から1箇月以内）又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに千葉県新人看護職員研修事業補助金実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第7条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県新人看護職員研修事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第8条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条第1項）

補助対象	経費		補助額
	基準額	対象経費	
<p>病院等（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターを除く。）が、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対して研修を実施する事業</p>	<p><u>次により算出された額</u></p> <p><u>研修に係る経費</u>  <u>（新人看護職員、新人保健師及び新人助産師（以下「新人看護職員等」という。）の数は、当該年度の4月30日現在における在職者及び、他医療機関から受け入れた新人看護職員等の人数とする。なお、他医療機関から受入れた場合については、1人当たり年間40時間の事業の実施を1人とする。また、1人当たり年間40時間の事業の実施に満たない場合は複数人で年間40時間の事業の実施となれば1人とする。但し、研修は複数月で実施するものに限る。）</u></p> <p><u>新人看護職員等が1人から4人までのとき、200,000円、新人看護職員等が5人以上のとき、5人を増すごとに200,000円</u></p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p><u>研修に係る経費</u></p> <p><u>研修責任者及び教育担当者経費（謝金、人件費及び手当）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費及び図書購入費）、備品購入費、役務費（通信運搬費及び雑役務費）、使用料及び賃借料並びに賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</u></p>	<p>左記基準額欄に定める基準額と対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内</p>

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。